

特定個人情報保護評価の概要について

福岡県企画・地域振興部
情報政策課 デジタル戦略推進室

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

評価の目的

- (1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
 - ・事前に特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、軽減するための措置を講ずることにより、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止。
- (2) 国民・住民の信頼の確保
 - ・入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民・住民に分かりやすい説明。
 - ・特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明。

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

- ・行政機関の長
- ・地方公共団体の長その他の機関
- ・独立行政法人等 など

根拠法令等

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称:「番号法」)第27条・第28条
- 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)
- 特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)

特定個人情報保護評価の対象

特定個人情報保護評価の対象

1. 評価の対象

特定個人情報ファイルを取り扱う事務
(対象となる事務は、法令又は条例で定められる)

※福岡県の評価対象事務 26件

2. 特定個人情報ファイルとは

文書や電子データ等の内容に個人番号を含む「個人情報ファイル」のこと

注:「個人情報ファイル」とは……

個人情報を含む文書又は電子データ等であって、個人情報を検索できるように構成したもの

3. 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

特定個人情報ファイルを取り扱う事務であっても、例外的に評価の実施が義務付けられない事務がある

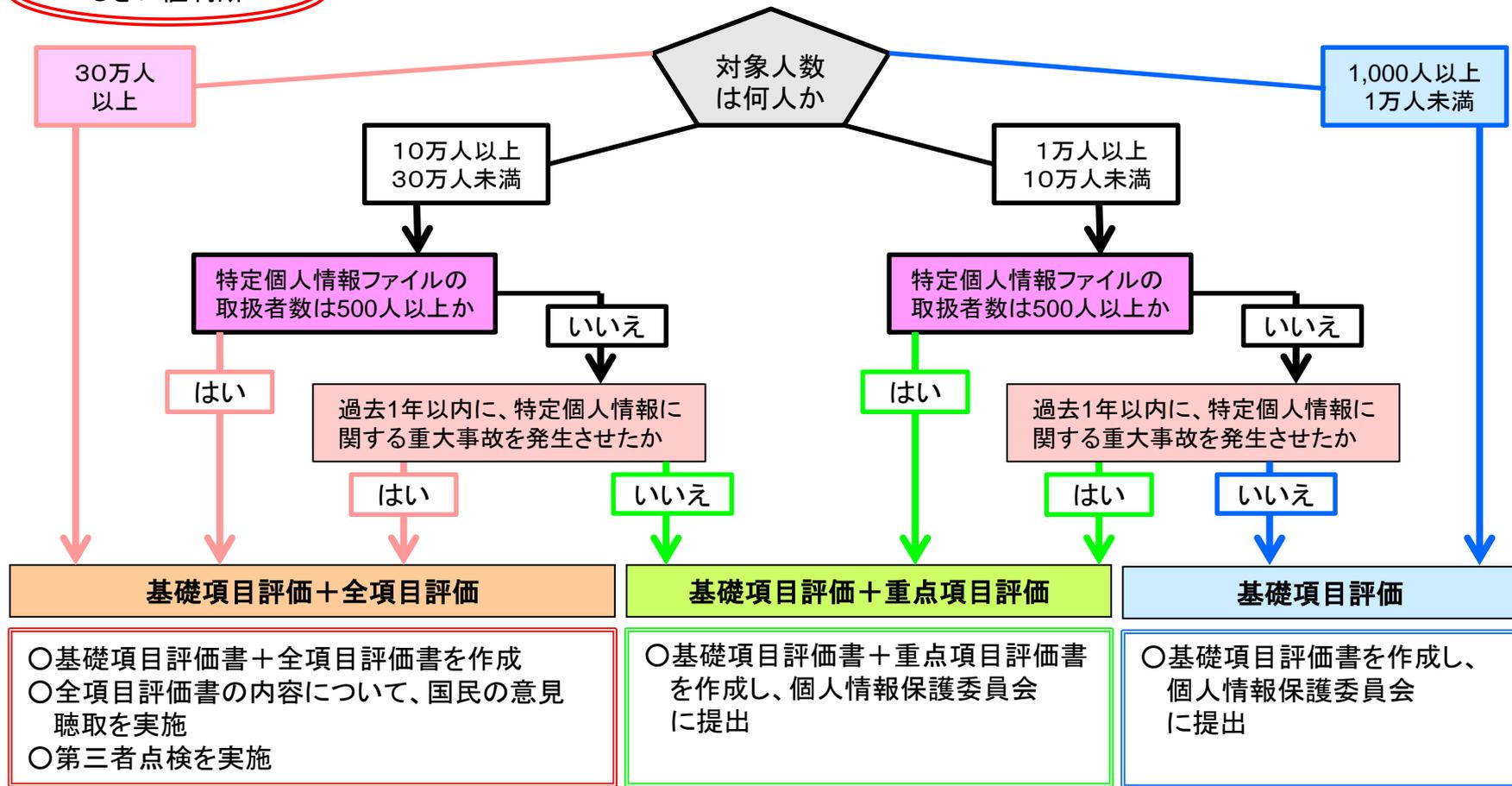
- 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - 手作業処理用ファイル(紙文書)のみを取り扱う事務
 - 取り扱う個人情報の対象人数が、1,000人未満の事務
- 等

特定個人情報保護評価の手続

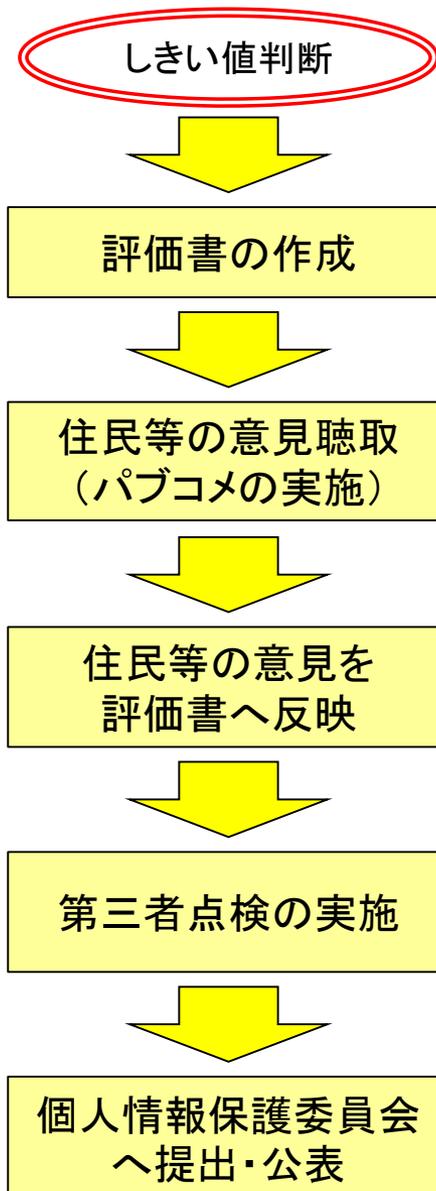
しきい値判断

評価対象事務の全てを一律に評価することは非効率であり、評価の形式化・形骸化のおそれ。
このため、①取り扱う個人情報の人数、②特定個人情報ファイルを取り扱う実施機関の職員の数、③個人情報の取扱いに関する重大事故の発生状況により評価の種類を分け、区分に応じた評価を実施。

しきい値判断



全項目評価の流れと第三者点検



第三者点検とは？

目的

○ 評価実施機関(知事、教育委員会等)が、評価書の内容を決定する際に、評価書の適合性・妥当性を客観的に判断するため、外部の有識者の意見を伺うもの

根拠規定

○ 特定個人情報保護委員会規則

第7条(地方公共団体等による評価)－要約して抜粋－

第4項 地方公共団体等は、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関の意見を聴くものとする。

この規程に基づき、福岡県では個人情報保護審議会で第三者点検を実施

審議会における第三者点検の実施

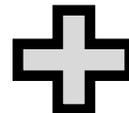
評価書審査の観点

評価書の適合性

○ 委員会指針で定める実施手続に適合しているか？

- ・しきい値判断に誤りはないか？
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しをおこなっているか？
- ・事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか？

など

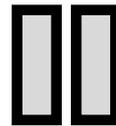


評価書の妥当性

○ 評価書の内容は、委員会指針で定める目的に照らして、妥当なものか？

- ・事務の内容及び特定個人情報の取扱いプロセスの概要について、具体的に記載しているか？
- ・特定個人情報を取り扱うプロセスにおいて漏えい等を発生させるリスクを事務の実態に基づき、特定しているか？
- ・リスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か？

など



審議会の答申

特定個人情報保護評価の再実施について

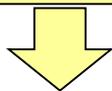
評価の再実施について

特定個人情報ファイルの取扱いに「重要な変更」を加えようとする場合や、しきい値判断の結果が変わる場合（ランクアップ）、評価の実施から5年を経過する前には、各評価実施機関において、個人情報の保護に関する情報技術の進歩や社会情勢の変化を考慮し、改めて事務の特性や情報システムの構成等を踏まえ、特定個人情報保護評価書に記載する事務の内容や流れを確認し、特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策を検討する必要がある。

*「5年経過前の再実施」については努力義務

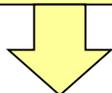
評価の再実施フロー図

特定個人情報保護評価の実施



「重要な変更」を加えようとする場合・しきい値判断の結果が変わる場合、
評価の実施から5年経過前

- ・個人情報の保護に関する情報技術の進歩や社会情勢の変化が生じていることが考えられる
- ・情報通信技術の進歩の早さを踏まえると、リスク対策を見直す必要性が高くなっていることが想定される



特定個人情報保護評価の再実施

根拠法令等

- ・番号法 第28条
- ・特定個人情報保護評価に関する規則 第11条・第15条
- ・特定個人情報保護評価指針【第6の2の(2)(3)(4)】